

的な立証可能性のある情報を得るそれ以外の有効な方法を知らない。いわば傷の手当をするために痛む棘や化膿しかけた傷を触るようなことが forensic interview では起こる。このことの深刻さと危険性を知ってそれを可能な限りコントロールしながら実施することが我々臨床的専門性の課題である。

[3] 誰が被害確認面接を担当するか

1)職種

被害確認面接は特定の職種の専門性に属さない独自の専門性を持つ。従って、児童相談所における被害確認面接の実施に当たっては、誰がその専門性を持つかによってどの職種にあるものが実施しても良い。児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、指導員、保育士いずれの職種にも制限は無い。ただし、2)の項で述べるように、子どもの援助担当者、日常的な援助者は避けなければならない。場合によって面接者は外部の専門家への委託によることも可能である。ただし、児童相談所での一連の作業、対応チームとの共同作業の体制を組むことが前提でありそのシステム化が課題である。

2)面接者と対応チームスタッフ

面接者は子どもに重い負担をかける苦痛な事情聴取的な面接を実施することになるので、当該の子どもの援助担当者以外から選ばれる必要がある。子どもの支援方針や援助経過に責任を負うスタッフは、初めから子どもの援助に一定の方向性でのプレッシャーを背負っており、その意味でも公平で中立の面接設定のためにはあまり望ましくない。面接者と子どもの接点は面接のみでそれきりになる関係が最も望ましい。

3)面接者の性別

面接者は加害者の性を避けることが原則である。男性加害者からの被害の面接は女性が担当することが望ましい。同時に被害を受けた子どもが加害者や被害体験を強く連想させる何らかの刺激特性を面接者が持っていないことが望ましい。特異な例としては被害者が助けを求めたのに守ってくれなかつた母や近親者の女性を強く恨み、敵意を抱いていることが明らかな場合には男性加害者からの被害であっても女性が面接する方が良い場合もある。また男性加害者からの男性の被害者の事例で女性が面接者となった場合、当の子どもが女性に自分の被害体験を語ることに強い抵抗を感じる場合があり、男性が面接する方が適切な場合もある。

4)最も注意すべき特殊な例

特異な事例として、心理治療や心理検査、生活指導の場面で治療者や検査者、指導職員など、子どもの援助担当者に対して、子どもが性的暴力被害体験を語り始めることがある。その事案が既に法的被害問題としては対処済みであって、治療的なアプローチや生活指導上の対応だけで扱えるという判断がある場合以外、子どもの告白を聴いた援助担当者は最低限度の子どもの告白を受けた時点で聴取をいったん区切り、「あなたの話してくれたことはあなたの安全についてとても大事なことなので、あなたの話を聞くための専門の担当者がいるので、その人と話してほしい。これからできるだけ早くその人との面接を用意するからその人と話してほしい。私はそのことであなたがいろんな気持を経験したり、悲しくなったりすることがあるかもしれないから、そのために傍にいる人になるから。」と言って被害調査面接か被害確認面接を設定しなければならない。すなわち子どもの告白を聴いた援助担当者はいわば通告者と子どものサポーターになることが求められる。

特に注意が必要なのは治療的なアプローチにおいて出現する性暴力被害の告白である。治療的な場面では、子どもは事実のみを話すことを期待も要請もされていない。しばしば治療的なアプローチでは事実と比喩的な表現、挑発的な誇大表現や、記憶と連想的なファンタジーは区別されないし、むしろそうした自由で囚われない表現や発想が許容される。もしも子どもが本当に事実を告白していたとしても、「治療場面での告白がファンタジーでは無いとどうして証明できるのか」「子どもが治療者の期待や治療者の注意を惹きたくてそういう作り話をしていないとどうして証明できるのか」という反論が成り立つ。さらには「治療者と子どもの間に暗黙の、あるいは無意識の暗示関係が生じてそうした幻想が生じたのではないと証明できるのか」といった批判すら可能である。併せて、本来子どもの自由な表現を内容の事実性の吟味なく、そのままの流れで受け取り、制限を加えないことが臨床的な援助では重要であるのに、そのルールを被害事実の確認という目的に切り替えたりすると、子どもとの治療的な交流は深刻なダメージを受けてしまうことになるだろう。被害確認面接は子どもの自発的な口述を求めるが、常に質問するのは面接者であり、話すことは事実あったことだけにするように要請され、話題の連想的な逸脱は制限され、被害事実に焦点化される。これは自然な子どもの治療的交流とはかけ離れている。

[4] 被害確認面接の目的は被害を追及し真実を暴くことではない

被害確認面接はその原点において、子どもの証言の法的な立証可能性を扱う欧米の forensic interview にその基礎を置いている。その意味では子どもの面接での発言は単なる応答ではなく、周到にコントロールされた質問と面接条件によって統制された事情聴取における証言である。forensic interview において聴取された子どもの証言は欧米においては刑事捜査、刑事訴追の証拠として評価され、扱われる。裁判において被告がその事実性を争えば、その事実性を検察と被告が争う場で面接者か子ども自身が forensic interview での内容について証言台で証言しなければならない。

それでも、あるいはそれだからこそ、forensic interview も、またそれに基礎をおく被害確認面接も、その基本的な面接の目的として、被害を追及し、「何かあったはず、それは何か」とか、「本当にあったことの全てをここで白状しないさい」といった事実を暴くような姿勢をとってはならない。それは無言の教唆・強要であり、しばしば受動的な子どもの順応性を強化して誇張した表現を引き出す危険性を持つ。同じように、「いい加減なことを言ってはだめ、本当にそんなことがあったの」とか、「嘘は言ってないだろうね」といった不信感やストレスをかけることで真実性を“洗う”ような手法も用いてはならない。虐待は圧倒的優位者からの支配と教唆の上に成り立っている事象であり、子どもはまだその犠牲者としての態勢から脱してはいないのであって、独立した個人として加害者の圧力をはねのけて加害者を告発するような位置には立てていないのである。性暴力の被害には常に付きまとう受動的な被害者性が子どもにとってはより顕著であることをよく理解していくなければならない。

[5] それでは法的な立証可能性を得るための面接は何を基軸とするのか

ありのまま、何らの教唆、誘導、報酬呈示の影響も、評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情への配慮といったことからも、最小限度の影響しか受けていない状況で、子どもが自発的に語る、「何が、いつ、どのように、誰によってなされたか」ということを聞きとること、子どもは何と尋ねられ、何と語ったか正確に記録すること、のみである。評価は面接の実施後の別の作業である。

[6] 真実の告白と確認はそれに見合う対応が保障されていなければならない

ここで、「なぜ被害確認面接をしなければならないか」の背面にあることを確認しておきたい。被害確認面

接の実施は、その結果として必要な援助が実施提供されることが前提である。必要に応じて子どもを充分に守れる保証がないのに事実だけ聴いて子どもを守ることができなければ、子どもの絶望感は以後の被害の開示を大幅に制限してしまう。加害者はより深く被害者を取り込んでしまうことに成功するだろう。沈黙と孤立の壁はより厚くなってしまうだけである。被害確認面接はそれだけで独立した手続きではありえない。子どもの安全を確保し、守り、援助できる体制の中においてのみ有効に機能する手続きである。

[7] forensic interview 技法を用いた被害確認面接の概要と留意点

以上の要件を確認した上で、法的な被害確認面接とその基礎となる forensic interview についてその概要を確認すると以下のようになる。具体的な特性の詳細と技法についてはトレーニング実施と共に呈示される。

虐待者や非虐待者である保護者が「子どもが嘘をついている」等と、事実を否認し、子どもが訴える虐待被害の事実関係をめぐって子どもの申立てと保護者・加害者の主張が対立することも少なくなく、虐待事実をできるだけ正確に、客観的に把握することは児童福祉の対応として子どもの安全のニーズを守る上で、また適切なケアをはかる上でも、重要なポイントとなる。

また、近年、性的虐待を理由に児童福祉法第28条による措置の承認を求める審判を家庭裁判所に申し立てる事例が増加し、また、刑事事件としての告訴や告発を行う事例も見られるようになってきている。こうした場合には、裁判所の手続において、一定の法的な証拠として活用できるような方法で調査面接を行い、それに基づいた資料の作成・提出が必要となる。

性的虐待が福祉と刑事司法の両方の裁判所で扱われる欧米においては、法的手続きのために用いられる面接法として、司法面接(forensic interview)と呼ばれる方法が開発されてきた。

欧米の司法面接(forensic interview)は、刑事事件としての捜査上の事情聴取と児童福祉上の保護の必要性を裁判所に申立てるまでの事実立証のために行われる。内容的には、性的虐待に関する子どもからの聞き取りが子どもに与える負担ができる限り少なくすること、子どもから聞き取る話の内容が法的に誤った誘導の結果ではないか等の疑念・反論の可能性をできるだけ排除し、かつ性的虐待が何らかの作為・誤認による虚偽の申し立てではなく実際にあった出来事であるかどうかを検証するための正確な情報を得るという、主として3つの目的を持っている。

forensic interviewでは、福祉関係者や、警察や検察などの司法関係者が同様の話を繰り返し子どもから聞くことが子どもに過重な心理的負担を与えるとの認識から、各関係者が共同のチームとなって、それぞれの課題対応を進めるに当たって必要な情報を整理し、それを1人の面接者が、1回の面接によって聴取するという方法がとられる。

面接は法的な立証性を軸に行われるため、子どもへの臨床的な援助関係とは区別した、客観的で公平な聴取と情報確認が目的とされる。そのため、面接者は一般的な臨床的アプローチとは全く異なる面接技法を用いて面接することが要請される。面接担当者は子どもの臨床的な援助に関する関係者は避け、この面接だけを担当する専門的な訓練を受けた者が設定される。

わが国においては、こうした制度の整備は未確立であり、また面接技法においても、一部の児童相談所で試行的な取り組みが始まられたばかりであるが、今後、性的虐待についての法的・客観的な立場からの慎重な吟味、取り扱いが要請されることを考慮に入れるなら、欧米におけるforensic interview のあり方を参考にしながら、日本での取り組みを進めていく必要がある。

[8] なぜ、児童相談所が法的な被害確認面接を担当するのか

児童福祉法は子どもを主人公とした対応を行うための法律であり、児童の権利侵害事案においては、子どもの安全確保と保護を最優先の目的とする。法的には「疑わしきは子どもの安全確保・保護」という判断原則に立つ。

刑事訴訟法を初めとする刑事司法は犯罪を摘発し、犯罪を行った者を処罰し、社会正義を守るための法律であり、捜査においては犯罪事実の確認に始まる犯罪者の探索、逮捕・拘束、取り調べから、事件の立件、訴追・処罰へと連なる手続きにおいて、公平な法の裁きを確保することを最優先の目的とする。法的には「疑わしきは容疑者の利益に(罰せず)」という判断原則に立つ。

この両者の立場の違いを、児童の権利侵害事案としての児童虐待問題に照らしてみれば、児童福祉法が子どもの保護を担当し、刑事訴訟法が加害者の追及・処罰を担当することになる。子どもの保護に当たっては、子ども自身の安全確保要件として、その危険についての惧れ、疑わしさが認められる限り保護を優先させるのが児童福祉法である。これを刑事訴訟法において行おうとするなら、加害者の特定と加害行為の立件要件が先行し、「疑わしきは罰せず」の原則にのっとった上で、加害者による加害行為が立件されない限り、加害者は不起訴となるか、証拠不十分とされ、結果的に無罪となる。子どもの危険の惧れは立証に至らず、不問とせざるを得ない。児童通告が警察から児童相談所に対してなされたとしても、刑事捜査に子どもの保護の根拠を求めるることは極めて限定されている。青少年の非行行為は刑事訴訟法によらない少年法と児童福祉法の対処であるからそのまま処遇に結びつくが、加害容疑者が成人である限り、その対処は児童福祉法上の判断による子どもの保護判断と刑事訴訟法上の加害容疑者の捜査と処罰に分岐しなければならない。

欧米のシステムにおいては児童福祉と刑事捜査の事情聴取の作業共有化が進んでいるが、その要件確保とその適用基準の違いは日本と同じである。欧米のシステムでは、事情聴取者は児童福祉、刑事司法双方の要請に応じてその裁判証人となり、事情聴取情報は児童福祉、刑事司法がそれぞれに管理し、裁判所に提出されるのであるが、もしも刑事司法が事件の立件・起訴に進む場合には、医療情報や面接記録が捜査資料として刑事司法管理下に置かれる。欧米のシステムでは裁判所の対応も福祉、刑事が同時並行的に進行するスケジュールが組まれていることで、この情報共有が機能しているのであるが、日本の現状ではそれは現実的ではない。

確かに、子どもへの法的な被害確認の目的のひとつに刑事捜査による情報収集のための事情聴取が含まれる。しかし現段階では刑事捜査、検察の事件立件のための捜査における子どもへの事情聴取は複数回(概ね5~6回)、様々な設定場面での事情聴取や事実確認が要求され、1回だけの面接で終わることはない。その作業期間も数カ月を要し、その間、容疑者に逮捕状が出ることは無く、子どもを刑事捜査の進展だけで緊急保護するのは困難である。

こうした検討から明らかのように、現在の日本の現状、法制度、各法における原則に照らして、子どもの家庭内性暴力被害、性的虐待の被害確認は、特に子どもの緊急保護による安全確保の要否判断において、児童福祉法分野において独自に確保されるべき要件である。

残る課題としては、児童相談所において児童福祉上の対応として実施された被害確認を刑事司法においてそのまま証拠化するかどうかについて、法律上の整備(公判前伝聞証拠の禁止の例外事項設定等)以前に、児童福祉分野の調査作業をそのまま、刑事捜査化することのはずがある。欧米のシステムを導入するのであれば、CPS(緊急保護部門)やMDT(多職種専門家チーム)、子どもの性暴力被害緊急評価センターのような児童福祉、医療、刑事司法の共同作業を前提とした施設、機関、法制度の創出が前提要件として成立していかなければならないだろう。

11. 子どもの性的虐待についての身体医学的診察

参考

[1] 身体医学的な診察(虐待認定のための診察)の理由と目的

性的虐待は身体的所見が見られることが多い虐待である。しかし、性的虐待が疑われた場合には、すみやかに医学的診察と検査を行う必要がある。性器や肛門およびその周辺部位の診察、また性感染症(STD)のチェック、さらに妊娠の可能性が考えられる場合には、その検査も必要となる。性器に異常な所見が見られたり、低年齢児に性感染症が確認されたりした場合には、性的虐待が事実であったことを示す有力な材料となる。しかし、そうした所見がないことが性的虐待を否定する材料にはならないことも知っておくべきである。時間経過と共に痕跡が消失あるいは不明確となるか、身体的損傷ないしは痕跡を残すまでに至らない性的行為の場合、医学的には明確な所見が得られないことも多い。

こうした診察をしなければならない理由は、被害確認面接と身体診察からの証拠性のある事実確認との照合が性暴力被害の事実確認として重要となるからである。面接における子どもの説明と一致しない性交渉の痕跡は新たな事実確認の必要性を提起する。性器挿入の証言が身体診察で否定されることもある。性感染症の発見は治療の必要性があるだけでなく、何らかの性的接触が子どもに対して行われた強い疑いを確証させることになる。

また、受診の際には、子どもの不安を取り除く必要があり、そのためには前もって子どもへ一定の説明を行うことや、担当職員等が付き添うなどの対応が望ましい。

[2] 身体医学的診察と治療援助上の意味

医療的マネジメントの意義には、虐待認定以外に次のようなものがある。子どもは性的虐待による身体的侵襲の程度を正しく認識できていないため、自分の体について誤った認識を持っていることがある。身体についての不安や誤った認識に対して働きかけることや、性感染症等への適切な治療が行われ健康な身体をとり戻すことが可能であると学ぶ経験は、身体イメージの回復につながり、重要な心理的ケアの意味を持つ。そのことを援助者が意識して対応することが必要である。また受診は、性的虐待によって子どもの心や体が傷ついていることを保護者(非加害親)に理解してもらうチャンスにもなる。受診の結果、性交にまで至っていることが客観的に明らかになり、虐待者との関係を整理するきっかけになる場合もある。

[3] 診察の対象事項

診察の対象事項は、性的虐待の可能性に関して、妊娠、および性感染症の有無の確認、身体診察所見が初期被害調査面接、被害確認面接および、他の面接調査等で得られた子どもの証言と矛盾しないかどうかの確認である。ただし、必ずしも詳細な被害確認面接が医学診察の前に終わっているとは限らず、医学診察が先行する場合もあるので、診察の場で直ちに情報の照合が行えるとは限らない。診察の詳細は別の資料・文献^{*)}に譲るが、診察には子どもと同性の職員が付き添うことが必要である。診察は2段階に区分され、問診と触診、性感染症の診断のための標本採取が第1段階、援助担当者への所見説明と打ち合わせ、および本人への結果説明が第2段階である。触診と標本採取はその必要が認められる場合のみ実施される。結果説明は診察当日に行われるものと、標本の培養試験後、後日行われるものがある。

緊急の被害診察では、レイプキットを使うか、緊急避妊薬の投与を検討するか、体液等の残留物の証拠採取を行うか(刑事事件捜査としての証拠保全の設備があるかどうかも課題)、コルポスコープ等での写

真撮影を行うか、医療処置として外科的な対応が必要か、等が課題となる場合もある。

[4] 診察を担当する医師

医学診察は、性暴力被害診察の専門性がある医師が実施しないと意味が無いばかりか、子どもに強い二次性的トラウマを与える危険性があるので注意が必要である。

上記のような専門的な被害診察の実施は困難だが、妊娠と性感染症の危険についてだけ、産婦人科医の診察を受ける事例も想定される。この場合、可能な限り、事前に援助チームは医師と協議し、適切な診察の準備をすることが要請される。特に医師が子どもと同性であること、性暴力の被害内容について問診で医師があれこれ質問してしまうと、法的な立証可能性が失われる危険があること、子どもは性暴力被害を正確に理解していないばかりか過剰な不安や逆に無知の状態にあること、被害事実を感情的には受け止めきれていないこと、そのため、些細なことをきっかけに自分の身体が異常であると思い込みやすいこと、等をあらかじめ診察する医師は充分に認識しておくべきである。

もしも妊娠していたら、あるいは性感染症に感染している可能性が高かったら、医師はどのようにそれを説明し、援助チームはどう対応するかについても、あらかじめ協議して方針を整理しておくことが必要である。妊娠している場合には保護者への告知と以後の対応についての相談が必要となる。加害を疑われる人物が保護者の場合、その保護者にも告知が必要となる。

[5] 子どもが妊娠していた場合

子どもが妊娠していた場合、まず本人への告知が課題となる。同時に親権者への告知と協議が必要である。月齢が人工妊娠中絶不能な時期に達していたら、被害児の出産と生まれてきた子どものケアをどうするかが課題となる。人工妊娠中絶が可能な時期にあれば、お腹の子どもをどうするか、本人、保護者と話し合わねばならない。

人工妊娠中絶が選択された場合も、出産が選択された場合も妊娠の生物学的相手が誰であるのかは、しばしば確認を要する。これはDNA鑑定の実施によって行われる。関係者の任意の協力を要請することによって行うことになる。複数人物に加害可能性がある場合に、申し立てられ、認められている加害者以外の人物による妊娠であることがDNA鑑定をきっかけに発覚する事例がある。子どもの安全確保の観点から加害者の特定は必須である。性的暴力による子どもの妊娠が確認された場合、刑事告訴も検討事項となる。

被害児が出産する場合、被害児のケアが極めて重要となる。非加害保護者や親族による子どものサポートが重要となるが、同時にそうした関係者は事態に巻き込まれた被害者としての立場からの混乱も抱えており、援助チームによる冷静なマネジメント、アプローチが必要となる。また加害者が特定されている場合には加害者からの関与を排除しなければならないし、加害者が特定されていない場合には、加害者の潜伏的・侵入的関与も警戒しなければならない。

時として認められるのは、生まれてくる子どもの遭遇をめぐる不自然で混乱した家族の対応である。出産する場合、被害児の戸籍に出生が記録されることは避けられない。まずこのことが保護者、親族・家族を戸惑わせる。さら子どもを産む被害児が未成年であるために、生まれてきた子どもの養育・親権の扱いにおいても保護者、家族、関係者の間で様々な意見が生じることが多い。臨床的経験から忘れてならないのは、欺瞞的で事実を隠蔽するあらゆる試みは対応の病理的不健康さをはらみ、将来に重大な禍根を残す危険性が高いということである。非嫡出の出生児の戸籍・親権・養育関係に不明確で不穏な情報が散見される親族間に、世代を超えて繰り返し出現する近親姦の潜在がしばしば認められることを臨床家は

肝に銘じておくべきである。問題の隠蔽は同じ問題の再発への抑止・予防力を著しく低下させるのである。

なお生まれてくる子どもと産んだ子どもの将来とその関係については、慎重な検討・配慮と親族を含む方向づけが必要であり、出産までにその全てが解決していることは稀である。通常は出現した事実を前にしてから、どうすべきかの検討が開始される。従って、性虐待被害によって子どもを出産した被害児、および生まれてきた子どもは当面の間、一時保護下に置かれることが望ましい。

12. 性的虐待通告事例における周辺調査

[1]性的虐待事例における2つの周辺調査実施段階

1)通告を受理した直後の調査

通告の内容に子どもからの被害の訴えが含まれている場合と、子どもからの被害の訴えが含まれていない場合が想定される。

子どもからの被害の訴えがない場合には、虐待事実が確実かどうか、介入の必要があるかを検討するための調査となり、子どもが所属する集団(学校や保育所など)あるいは市町村要保護児童対策地域協議会主管課など調査先は限定されるが、通告者からの聞き取り情報を元に、周辺的な情報を調査する。子どもの属する集団(学校や保育所など)での子どもの被害の兆候や訴えの有無、子どもの学力や友人関係を含むそこでの日常生活の状況、子どもが誰とどのように暮らしているのか、虐待者を含む家族の生活状況や特性、市町村での相談歴などについての情報などを速やかに集め、必要によっては、福祉事務所など関係機関を集めカンファレンスを行い、虐待の可能性の有無、介入の必要性の有無を検討する。特に通告対象となった子どもと同性のきょうだいがいる場合、同様の被害を受けている可能性もあるため、十分に調査を行う。

子どもからの被害の訴えがある場合には、速やかに子どもとの安全の確保と、子どもに対する初期被害確認調査に向けての動きをとることになるが、その動きと平行して、上記の周辺調査を実施することとなる。

関係機関への調査の際は、情報管理については、他の虐待と同様、徹底しておく必要があるが、特にセンシティブな情報であり、情報を共有する関係機関の職員を限定するなど慎重な対処が必要である。

2)子どもから何らかの被害確認を取った後の調査

子どもから何らかの被害確認をとり、介入した後、その虐待事実についての追加的確認と、さらに周辺からの追加情報の把握である。調査先は上記と同様、限られるが、子どものこれまでの生活・行動面の様子、更なる被害の情報があるか、虐待者や非虐待者である保護者がどのような課題を持っているか、子どもを守れる人は誰であるのか、等を調査・把握し、その後の対応に役立てる。特に被害開始時期の開示があった場合には、同じ時期の子どもの様子に変化や被害の兆候が見られなかつたか、家族状況の変化が無かつたかなどについて調査する。

子どものことをよく知る担任などが人事異動などで現在の子どもの所属にいない場合や、子どもの進学や転居により被害開始時期の子ども所属が現在の子どもの所属と変わっている場合も想定されるが、その際は、現在の子どもの所属の所属長(校長、園長など)を介した調査を実施するなど可能な範囲での情報収集を検討する。

この段階での調査については、子どもに対して、どこにどのような調査をするかについてその必要性を含めて告知しておくことが重要となる。子どもにとっては自分の身に起つたことを誰がどのように知っているかを子ども自身がわかっていることがその後の支援においても重要である。

[2]きょうだい・親族への調査

1)同居家族への調査

被害を受けた子どもの同居家族、きょうだいへの調査は、潜在する被害の発見やすでに家族内で進行している被害の認知・告白、家族内葛藤などの把握のために重要な関わりとなる。

子どもの保護者以外の同居家族、特にきょうだいへの調査には、別な被害者、加害者が含まれている可能性も含めて慎重な調査が必要である。被害の疑いがきょうだいに及ぶ場合には、初期の対応の一環とし

て本人への調査、被害調査面接等の実施も検討する。きょうだいからの加害の疑いの場合には、保護者による加害の場合と同様に事実確認の事情聴取を行う。(19 p.70 を参照)

加害・被害の関係に関与しないきょうだいへの調査については、非加害保護者の承認・協力の下で実施することが原則となる。この場合、きょうだいとしての保護者への感情や、知らされた事実へのショック、被害を受けたきょうだいへの思い等、様々な戸惑いや困惑、感情的な葛藤を経験することになる。こうしたきょうだいへの対応においては、非加害保護者の協力が必要である。しかし、加害者との同居が続いているとか、家族間に DV 問題や保護者の親との緊張・対立関係などが併存している場合には、きょうだいへの調査そのものも難しかったり、そのきょうだいへのサポートが保障されなかつたりするなどの課題を生じやすく、慎重な対応とならざるを得ない。

きょうだい以外の同居親族への対応についてもきょうだいと類似する課題があり、個々の状況に応じて慎重な対応を取らざるを得ない。

2) 同居していない親族等への調査

同居していない親族等への調査については、加害親・非加害親の了解が得られない場合、接触することが困難となるが、子どもからの調査により、子どもが被害について話した親族がいると言っている場合は、該当する親族に聞き取りを実施する。

子どもの親族からの調査は、被害確認上、あるいは子どもを含めた家族の生活状況や家族関係等を知る上で重要な情報となるが、調査対象となる親族と子どもの家族メンバーとの間に葛藤関係などがある場合も考慮して、調査結果のアセスメントは慎重に行う。

3) きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点

きょうだい・親族への調査を実施するということは、児童相談所が情報を聴取するだけに留まらず、逆にきょうだい・親族に子どもの被害・加害に関する情報を与える結果を伴うことになる。

長期の援助過程、子どもの将来の人生経過を考えると、可能な限り、親族は真実の認識に立って対応することが望ましいことは明らかである。しかし同時に親族間であるが故に、ありのままを共有することの難しさもあり、様々な言い訳や取り繕いが行われることも防ぎ得ない。こうした状況全体を把握し、子どもにとってより適切な対応方策を考えることも児童相談所の役割である。

[3] 法的対応への準備

調査内容の記録については、後の刑事事件化、家事審判申立て、あるいは警察による児童記録票差し押さえなどの可能性を念頭に置き、主観的表現の記載を排除し、必要なことをわかりやすく記載する。また、記録の提出を求められた際に迅速に対応できるよう、ケース対応と平行して提出資料の作成をしておくことが望まれる。

また、調査対象者に対して、後に刑事事件や家事審判となった際に調査内容を児童相談所から裁判所へ証拠提出する可能性があること、場合によっては調査対象者が法廷に出廷する可能性があることなどを事前に伝えておくことが原則である。しかし、このことにより、調査対象者からの情報提供が困難となることが想定される場合は、「調査内容の証拠提出については、その可能性を検討する際に改めて相談するが、現在は児童相談所に課せられている守秘義務の範囲での調査とする」と伝えるなどの対応をし、調査内容が不十分にならないよう配慮すると共に、調査に協力することによる調査対象者の葛藤には十分な配慮が必要である。

13. 一時保護後の子どもへの援助：援助方針の検討・決定

性的虐待相談では、子ども本人への援助課題のアセスメントと併行して、子どもの安全を確保するためには何が必要でどうすればよいか、施設入所が必要か、家族・親族の誰が子どもとの絆を維持する人物となるのかといった見立てが以後の援助内容を決める重要な事項となる。また、非加害保護者や子どもの家族と子どもの接点はどのように設定するのかも重要な課題となる。

[1] 子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め

一時保護以後の被害確認作業は概ね 1~2 週間の間に一区切りを迎える。子どもにとって強いストレスを強いる作業が与えた影響を見守ると共に、援助は次の段階：援助方針の検討段階に移る。

一時保護所での生活適応においては、概ね多くの子どもが、初頭緊張や過剰適応反応の時期を過ぎて、その子どもなりの集団適応の本来のスタイルを示し始める時期に当たる。以前の生活環境での課題や適応上の問題を持っていた子どもはその全体像、行動像を具体的に示すようになる。

子どもにとっての一時保護されたことの意味が、初期の緊張・混乱状態を過ぎていよいよ明確になる時期である。家族との今後の関係はどうなるのか、皆は自分のことを何と言っているのか、誰が何を知っているのか、これから的生活はどうなるのか、といった事柄について、子どもとよく話し合うことが必要である。

[2] 子どもと家族の接点 非加害保護者との接触

初期の事実調査が一応の完了をみると同時に、非加害保護者との再接触が課題となる。この時点で非加害保護者が事態をどのように受け止め、子どもとの関係をどうしていこうとするのかについては非加害保護者への援助関係の課題であるが、その経過を踏まえて子どもとの再接触を検討する。

多くの非加害保護者が、性的虐待の事実関係に対する様々な態度とは別に一貫して子どもに会いたい意向を持っている。ただし援助側からみると、性的虐待事実を否認し、子どもの証言を事実誤認かウソの証言であると主張している場合と、子どもの証言にショックを受けて混乱している場合、ショックは受けているが、その事実を何とか理解し、子どもの立場から考えようとしている場合では子どもとの接触の影響、意味が大きく異なる。

面会接觸は子ども、非加害保護者双方のサポート体制にも大きな影響を与える。子どもと非加害保護者の接觸開始が子どもへの重要な支援の開始になることが望ましいが、現実は親子が決裂して子どもが家族からの離脱を決意せざると得なくなったり、保護者が子どもを受け入れなくなったりする発端となることもある。面会の前後は特に双方のサポート体制の対応準備が重要となる。

1) 非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合

児童相談所の援助方針と非加害保護者の意向がどの程度対立的か、感情的に冷静な対応が可能なのか、虐待加害者についての態度がどのような内容かによってあらかじめ子ども、非加害保護者両方の状態、意向、感情についての確認・評価を行う必要がある。その結果として、親子の接觸が子どもの福祉と健康、安全に照らしてプラスなのかマイナスなのか判断しなければならない。

子どもにはまず、児童相談所の対応経過と検討している方針の選択肢、非加害保護者の動向を伝え、子どもの考え方、感情の整理を援助・確認する。

非加害保護者にこの時点での児童相談所の援助方針、検討している選択肢の内容を示した上で、子どもの動向、意向を伝え、非加害保護者の意向、考えを聞く。子どもとの接触にあたっては、子どもの情緒的安定と福祉が最優先されることについて、その内容が非加害保護者と共有できるかどうかが重要なポイントとなる。

子どもとの面会設定のための必要な条件設定としては、

① 子どもの状況：

- a. 子どもが非加害保護者の虐待事実に対する不信表明、虐待加害者との和解、帰宅説得の意向を持っていることを冷静に認識している。
- b. 子どもが自ら、虐待の事実と、そのために虐待者の元には帰れないことを非加害保護者に会って伝えたいと望んでいる。
- c. 臨床的にみて子どもの安全、情緒的な動揺はサポートできる。

② 非加害保護者の状況：

- d. 子どもの主張を聴きたい、子どもの主張を頭ごなしに否定したり非難することはしない、
- e. 子どもの情緒的安定のために不適切と児童相談所が判断した場合にはその時点で面接の中止に従うと同意している。
- f. 上記d. e. の約束が信頼できると判断される。

これらa～f の要件が成立している場合、面会は設定可能であると考える。

この場合、子ども、保護者双方に条件設定を提示し、双方がその内容に同意する場合に面会を設定することになるだろう。

2) 非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合

非加害保護者が子どもの性的虐待の発覚を受け止めきれずに混乱している状態では、子どもの安全を保証する面会設定は困難である。非加害保護者へのサポートとしては、保護者の反応が、子どもへの感情的な非難や質問、すなわち「なぜ黙っていたのか」「どうしてもっと早く言わなかつたのか」「私のことをどう思っているのか」等々の思いや怒りとなってわき出てくることが、保護者の感情としては自然な反応であること、しかしながら被害に遭った子どもにおいては、望まない事態に引きずり込まれ、心と体を支配され、侵害された事情があることを保護者に説明する。

保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の条件である。そうした援助に保護者が反応できるようになった段階で面会を設定する。ただし、こうした状態の続いてきた保護者は子どもへの態度が変転しやすく、事態の基本的な受け止めが一定の方向性を持つまでに時間がかかることが多い。

3) 非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合

非加害保護者が子どもの性的虐待を事実と受け止め、何とか子どもの立場で考えようとしている場合には理想的には、非加害保護者がその後の子どもの支援者として対応してくれる可能性がある。引き続いでも非加害保護者への支援は継続が必要だが、同時に子どもへの重要な支援者として非加害保護者と子どもの関係を支援していくことが重要である。

非加害保護者が子どもの支援者としてどの程度の役割を果たせるかは、非加害保護者が虐待者との関係をどうするのか、家族生活の見通しをどうするのかに関わる。この点で、虐待加害者への法的・社会的な独自の対応手法を持たない児童相談所は、刑事告発して加害者追及を行うか、それに子どもを巻き込むことが安全か等の課題に出会う。現時点では非加害保護者と子どもの絆をどのように守り、継続させられるかが児童相談所の課題の焦点である。

4) 保護者以外の親族と子どもの接触

しばしばこの段階で、保護者以外の親族、祖母やおばとの面会が話題となる。それは保護者側からの要請として提示される場合、祖母や親族当人からの要請として出てくる場合の両方がある。いずれにおいても子どもの将来に関する重要な人物の参加として、慎重に検討することが必要であり、親権者の意向確認を踏まえて対応することになる。当事者の認識、知っていること、意見、立場、保護者との関係、虐待者との関係、子どもとのそれまでの関係等を評価し、また子どもの側の条件も評価して対応することになる。ただし結果的には保護者側の意向を伝える人物の登場となることが大半である。保護者の意向と異なる意見を持つ親族は、児童相談所と接触する段階では、子どもとの接触にはまだ慎重であることが多い。

5) 虐待加害者の動向

虐待加害者の動向は子どもの安全の判断にとって重要な要素である。虐待加害者が表面上、子どもの生活圏から離れたように見えていても、いつでも接触できる可能性がある場合には子どもは安全とは言えない。

[3] 子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント

子どもへの援助課題、援助方針のアセスメントには、社会調査、心理診断、行動観察、身体医学診察と精神医学診察等による医学診断、等の総合的な見立てが行われる。

子ども本人への援助課題の見極め等については従来の児童相談所の援助手法に属することなのでここではこれ以上は触れない。

14. 子どもへの援助の基本的視点

子どもに対するケアとしてもっと重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを分離し、さらに加害者ではない保護者が子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである。その上で、子どもに適切な心理的ケアや精神的な治療と見守りを提供していくことが必要となる。また、その際には家族や施設における性規範やプライバシーに関する環境も整える必要がある。

[1] トラウマ性の問題と治療・ケア

性的虐待がトラウマ性の体験となり、その後遺症と思われる症状や行動（PTSD、抑うつ症状、解離性障害、衝動性のコントロール不全、性化行動、性的逸脱行動など）が認められたり、告白・発覚の衝撃がトラウマ性の反応を引き起こしたりしている場合には、精神科のみたて、治療や心理的ケアが必要となる。急性反応への対応や、より長期に渡る性的虐待の影響を考慮したカウンセリングやプレイセラピー、あるいは必要に応じて薬物療法を行う。

[2] 低い自己イメージへの対処

性的虐待を経験した子どもが、自分が逃げなかったからこうした被害を受けてしまったとの考え方や自分が加害者を性的行為に導いたのではないかという思い（子どもの保護者や関係者がそのように子どもに言っていることもある）からくる罪悪感、加害者が子どもを孤立した共犯関係に引きずり込むために使うメッセージ（お前は悪い子だ、性的にふしだらな子だ 等）の影響、自分さえしゃべらなかつたら家族がこんなに大変なことにはなっていなかつたのではないかという自責の念等から強い影響を受けることは避けられない。また、性的体験の結果、自分の身体が汚れてしまった、もう普通の体、普通の子どもには戻れないと感じている子どもも少なくない（身体イメージの修復については前述）。さらに、自分には性的な存在として価値しかないのだと考える子どももいる。こうした子どもの思いは、子どもの自己イメージを著しく低下させており、不適切な行動や症状を導く可能性があり、適切な対応が必要となる。こうした子どもの考え方や認知を丁寧に取り扱うことで、適応的な修正を目指すことが必要である。

[3] 性的行動の再現性への対応

性的被害を受けた子どもは、その後の生活で被害体験を反復する傾向がある。その再現には、過剰な性器いじりや年齢にふさわしくない性的発言、性化行動、子どもの通常の性的発達から逸脱した性的遊びなどや、加害者となって自分の被害体験を他の子どもとの間で再現させる傾向、あるいは思春期以降に顕著になりやすい強迫的、あるいは冒険的な性的行動（性的非行に発展する場合を含む）など、さまざまなタイプがある。こうした再現性に対しては適切な制限（決して罰するのではなく冷静に行行為を制限する）を行いつつ、こうした行動が過去の性的被害体験に由来している可能性があることを子どもに理解させ、更なる性的被害に結びつかないよう関わりを行う必要がある。

[4] 正常な性的発達を促進する

性的虐待を受けた子どもは、愛情と性欲を混同したり、人と親密な関係を持つためには必ず性を媒介にする必要があると考えたりする場合がある。また、被害を受けた少女は、自分が女性であったために被害を受けたのだと考え、自分の性を否定しようとする場合もある。このように、性的被害体験は正常な性発達を本当に阻害してしまう危険性がある。子どものこうした認知や考えを取り上げ検討することで、子ども本来の自然な性的発達を促進する必要がある。また、そのような関わりを通して、新たな被害に遭わないための心理教育的な関わりも必要になる。

[5] 性的被害体験と関連する問題

性的虐待という被害体験は子どもにさまざまな精神科的問題や行動上の問題をもたらすものであり、こうした問題への適切な対応やケアが行われなければ、子どもがさまざまな症状を示したり、あるいは性的加害や性的被害を繰り返したりするなどの危険性が高い。わが国の福祉の現状では、性的虐待を受けて加害者からの分離を図らねばならない子どもが児童養護施設などの施設で生活する場合が少くないが、そうした施設で、上述のようなケアが行われなかったり、必要な精神科の治療が受けられなかったりするような場合、子どもが施設生活への不適応を生じ、二次的な問題を抱えてしまう危険性が高くなる。子どもを守るという原則を守るためにには、子どもへの適切なケアや治療が必要である。

また性被害体験があり児童相談所が対応する子どもの中には、対応している時点で何ら症状や問題を示していない子どももいる。その子ども達への関わりとしては、子どもの年齢にもよるが、子ども向けのパンフレット等を用いながら一般的な話として、今後、性被害体験による何らかの影響(困ること)が起こる人もいるので、その時には相談できる人や場所が有ることを伝えておくことも有効である。またそのことについて、保護者や施設職員等と共有しながら見守っていくことが望ましい。

[6] 非加害保護者、家族、加害者への感情のサポート

多くの子どもが、保護者や家族に対して、性的虐待の有無を境界にした2つの感情に引き裂かれている。性的虐待を無視した、あるいはその虐待行為が起こるまでの期間においてそれぞれの保護者に抱いている感情や家族に対する態度・思いと、性的虐待を軸にしたときの加害者、非加害保護者、家族への感情は不連続な別々のことであったり、中には相反する、あるいは矛盾する状態になるのがしばしばである。

さらにこれに、性的虐待発覚後のそれぞれの人が見せる反応と、事態の経過が付け加わる。また性的虐待以前の基本的な家族の課題や本人の家族関係、ネグレクトや DV 問題などが背景因子として働いてきた経過もしばしばみられることである。

多くの子ども本人が最も気にはるのは、非加害保護者との関係であり、非加害保護者の動向である。これには非加害保護者側へのサポートが重要であるが、同時に子どもの側の感情のサポート、矛盾し、混乱する様々な気持をそのままに受け止めるサポートが重要である。

加害者への依存度、愛着度が高かった子どもの場合、元々非加害保護者への期待が相対的に低く、加害者への期待が高かった経過があることが多い。こうした場合、加害者への肯定感情、愛着は当人にとっては正当性のある反応であり、そのことと被害を受けたことが子どもの中で矛盾し、なかなか統合されない状態となる。援助者は子どもの生きてきた経過、その都度に体験してきた内容をよく理解し、矛盾する思いがあつても当然であること、子どもが残念ながら裏切られたことと、子どもが素朴に加害者に心を許し、愛情を抱いたことは共に意味のあることで、それを見抜けなかったことや、とつさに違った対応をとれなかつたこと、未だにその矛盾が繋がらないことが、確かにストレスではあるが、本人の過ちや劣っていることにはならないことを伝え、支えることが必要である。

中には極端な敵意や怒りといった強い感情や興奮によって、本来は矛盾し、混沌とした葛藤状態にあ心の状況を吹き飛ばして逃れ出ようとするような場合もある。心は静かに見つめることが必要であり、あらゆる矛盾や葛藤はそれぞれに訳があり、そのままに認めるところからしか解決は容易でないのが事実であるが、それを個々の子どもがいつから、どのように取り組むかはにわかに決め難く、一時的な激しい反応もまたそ

れなりの存在理由があるとの観点で、それが本人を危険に陥れたり、引き返せないような過剰反応、過剰適応にならないように見守ることが重要である。

臨床的には、一部の子どもの中に、実父からの被害に遭いながら「本当は加害者が実の親では無い」とか、継父や養父、知人の場合には、「愛情があったから、恋愛として二人の関係は成立したのだ」と半ば自らを無理やり思い込ませて精神的破綻を防いできたと告白する事例もある。しかし、こうした防衛では非加害保護者と自分の関係を大きく傷つけてしまう。いずれにしても、こうした防衛は断片化せざるを得ず、ここに精神内界の離断、解離が動員される理由がある。

明らかにトラウマと愛着をめぐる問題性をもつ子ども、解離やPYSDの症状をもつ子どもへのサポートには、精神科医、児童心理司、生活指導についての職員を含むチーム・アプローチが必要であり、長期のサポートを考えると民間機関への継続受診・通院の設定を検討することが必要な場合もある。

15. 保護者の指導・ケア

[1] 虐待加害者への対応と指導

加害者が性的虐待を行った背景には、その人の成育歴や現在の生活環境に由来するさまざまな心理的要因が存在する。過去の被害的な性的体験や、自分の人生に肯定感が持てていない様々な要因、現在の生活状況に関する無力感など、自己コントロール感の喪失を伴う反応としての支配欲求が子どもへの性的虐待を導く場合が多いといった知見がある。こうした理解においては、性的虐待者は何らかの治療的な矯正教育無しには、性的に不適切な行動を修正しにくいということが指摘されている。したがって、児童相談所が担当できるかどうかは別に考えるとても、加害者に対する治療教育的な心理的ケアの提供は再発防止上、重要な課題である。

加害者への指導・ケアにとってもっとも重要かつ困難なのは、性的虐待という事実への直面化である。こうした直面化は、性的虐待があったという事実を認めるだけではなく、それが子どもにどのような影響をもたらしたのか(結果への直面)や、どうしてそうした行為に及んだのか(原因への直面)が含まれる。こうした直面化の作業は、多大なエネルギーを要する。

一方で、数は少ないながら、援助者が性的虐待の存在を指摘した直後にそれを受け入れ、自分がそのような行為に及んでしまった心理的な背景についても自己分析的に述べる性的虐待者も存在する。こうした虐待者の行動の多くは『偽りの洞察』と呼ばれるものであり、眞の洞察への防衛であったり、子どもをとり戻すための方略であったりすると考えられるので注意を要する。

[2] 非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ

非虐待者である保護者の心理的衝撃や揺れについては前述の通りである。こうした保護者が子どもの被害の事実を受け入れ、子どもを守ろうと決心する過程を支えることがケアにつながる。

初期の非虐待者である保護者支援の内容としては、①性的虐待とはどういうものか、②子どもを守るという選択は子どもの人生にとって非常にプラスの意味があり親にはその力がある、③性的虐待による子どもへの一般的な影響とそれから派生する問題への対処方法、④性的虐待は家族へも影響するので他の子どもへの配慮も必要になる、⑤親の力を発揮するには親自身のケアも必要である等である。これらは初期の接觸の時点で何らかの冊子等の情報として、保護者に提供されることが望ましい。

一般的に、子どもの安全が確保され在宅処遇となる場合には、児童相談所との関わりはその時点で終了することが多く、子どもと非加害者である保護者への支援の意味からも、上記のような働きかけをすることが望ましい。また非虐待者である保護者が子どもを充分には守れない場合でも、叔(伯)母や祖母・きょうだいが重要な支援者(保護因子)になりうるため、その働きかけも必要である。その際、きょうだいの年齢によっては、起こっている出来事について理解できる範囲で説明する配慮が必要である。さらに再発を防ぐ意味からも虐待が発生した家族力動への働きかけも重要である。

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等

保護者、親権者が子どもの一時保護に納得せず、不服審査請求を出すとか、子どもの施設入所に同意せず反対することから家庭裁判所に児童福祉法第28条の申立てをする場合の対応等、いくつかの法的手続きを伴う課題がある。ここではその他の事案での対応と共通する部分は述べない。

[1] 被害調査、被害確認面接の記録の扱いについて

初期被害調査については一般的な相談経過記録と同等の扱いとして報告する。特別に主張しなければならない事態が含まれる場合には、面談の正確な記録を文書として提出することも検討する。ただしこの際には通告者を特定させる情報が含まれることが多く、その記録が家庭裁判所への申立て証拠資料として提出される場合には、その記録の扱いについて厳重に注意して取り扱われるよう上申しておく。

被害確認面接については、子どもの被害の重要証拠としてその面談の記録を証拠記録とすることが原則となる。ただし、子どもの発言内容に以後の保護者と子どもとの関係を害する危険性が感じられる部分がある時は記録の閲覧等に十分配慮されるよう裁判所に上申しておく。

17. 刑事事件としての取り扱い

先に述べたように、わが国においても性的虐待を刑事事件として告訴したり告発したりする事例が見られるようになった。こうした司法手続きが子どもに与える心理的負担の大きさ(警察官調書や検察官調書作成のための繰り返しての事情聴取や、法廷への出廷が求められる可能性など)を考えた場合には、どのようなことが今後予想されるかを子どもに十分理解してもらった上で子どもの意思を十分に考慮し、その後の対応を慎重に決定する必要がある。^{*)}子どもによってはその心理的負担に耐え切れずに精神的に変調をきたしたり、被害の訴えを撤回したり、場合によっては自殺に及ぶ危険性すらある。

刑事事件として取り扱われることが、自分が悪いのではない、虐待者が間違ったことをしたのだという子どもの理解を促進し、子どものエンパワメントにつながると考えられる場合には、「子どもの最善の利益」という子ども福祉の原則において、警察官や検察官に対応の必要性を説明し、立件がかなう被害要件が揃うかどうかの事前協議を含め、立件に踏み切ってもらうことが望まれる。警察などに積極的に動いてもらうためには、虐待問題に詳しい弁護士の協力を得ることや、前述した適切な面接に基づく専門家の意見書が有効に働く場合が少なくない。

刑事事件となった場合、日本では警察や検察官による詳細な事情聴取や実況見分、さらには裁判所での陳述など、子どもは辛く重い心理的負担を強いられ、結果が出るまでの長い期間を、耐えなければならないことになる。司法関係者により、書類提出やビデオリンクによる別室での裁判陳述など、様々な工夫で子どもの負担を軽減する取り組みも行われているが、子どもには事前に、どのような過程を経ることになるのか十分説明し、虐待者や場合によっては家族と対決する苦しみを支えていくことが必要である。非虐待者である保護者が子どもを支えている場合は、子どもにとって大きな支えであり、両者へのサポート体制をしっかりととっていくことが必要である。

^{*)}大阪弁護士会子どもの権利委員会発行「あの人を訴えたい、と思ったら 決める前に知ってほしい手続きと流れ」2009年改訂などを参照

18. きょうだいが加害者の場合

加害者がきょうだいの事例も一定の割合である。この場合、厚生労働省の虐待統計上は親のネグレクトとして計上されるが、事案は性的虐待事例への対応として扱う必要がある。一方、相談対応上は、加害者であるきょうだいが未成年者の場合には、加害者についても、本人の非行問題として対応していく必要があり、非加害親(この場合は両親でありうる)への対応およびケアの原則は、性的虐待事例に準じながら、個別事例の特性をふまえて対応する必要がある。

19. 保護者、きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について

加害者が保護者、きょうだい以外の親族等の同居人、およびそれに準じた人間関係を子どもと分かち合っている人物である場合も、子どもの被害状況、発覚の経過、子どもの安全確保の要件に照らして、家庭内性的虐待として何らかの対応を講じなければ、子どもの安全が守れず、また子どもの被害が立証・確認できないとみられるときは、性的虐待と同等の初期対応、指導介入を必要とする。法的には「性的虐待」と最終的にはならない事案も含まれるが、児童虐待防止法第3条の趣旨に照らしても、こうした子どもの被害状況に児童相談所として区別なく子どもの最善の利益を尊重する立場から対応しなければならないと考える。

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応

[1]他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応

性的虐待以外の要件で児童福祉施設に入所した子どもが、施設入所以降の生活において、施設入所前～入所中の性暴力被害を、誰かに打ち明けたり、訴えたりすることがある。それまでに児童相談所や児童福祉施設が設定している子どもへの援助方針では、性的虐待の対応は取り上げられておらず、一般的な安全確保以上の性暴力被害の状況への対応は組み込まれていないのが普通である。従って、事実発覚に応じて直ちに新たな課題として性的虐待相談についての対応を開始しなければならない。対応は子どもの被害を聴いた人物か、それを知った施設から児童相談所への通告によって開始される。

[2]子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味

子どもからの被害の打ち明けの相手は様々である。子どもの性的虐待被害の訴えが、施設職員や学校職員など、子どもの日常生活に関係する機関職員に到達した段階で、直ちに児童相談所への通告が行われ、子どもの安全確認と告白の事実確認など、性的虐待への通告対応が開始される必要がある。当然のことながら、しばしば子どもの最初の告白は、被害の全てを明かしたものではない。とりわけ過去の被害を訴えた場合には、被害事実の慎重な確認調査が行われない限り、被害の再発や拡大の危険性は正しく評価できない。また、初期の被害発生から時間が経過している場合、心的外傷性の性化行動が性的問題行動に発展している危険性や、PTSD問題等による二次性の問題が発生している可能性も高い。子どもの告白は、何らかの現在のストレス問題に起因する理由による可能性が高く、その状況調査、評価も重要である。

場合によっては非行事案での警察での事情聴取や、施設内外でのトラブルに関する事情聴取の場面で、目の前の出来事に関連性があっても無くても性的虐待や性暴力による被害体験がいきなり告白される場合がある。子どもにとって元々性暴力被害についての内的なストレスが高い場合、しばしば内的なストレスを高めるような追及や事情聴取、あるいは感情の爆発、発散・解放の場面で、あるいは解離やPTSDによる侵入記憶のように、被害の様態が想起され、告白がなされる場合もある。子どもからの告白による性的虐待の疑いについては4. の初期の通告と同じ対応基準を適用する。

[3] 子どもが施設入所中の場合の性的虐待・発覚対応

1) 子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

通告を受理した児童相談所はまず、子どもの安全確認と安全確保の判断を行う。施設に入所中の子どもが目前に迫る帰省や外泊、面会の直前に家庭内の性暴力被害を疑わせる告白を行った場合には、直ちに初期被害調査を行うと共に必要なら子どもの帰省や外泊、面会を停止させる判断を行う。

最初に子どもからの被害を聴いた人物から直接子どもが話した内容を確認することと、子どもから事情を聞くことを並行して行うことが必要となる。

この際、最初に子どもからの被害を聴いた人物からの事情聴取者は、子どもへの初期調査と同様、後の照合のためと、子どもからの被害確認を想定して、誘導や暗示による質問を避けることはもちろん、省略や要約を避け、できる限り子どもが最初に話した状況の言葉通りの再現的な確認を心掛けることが必要である。正確な子どもの発言や告白を聴いた人とのやりとりの把握は、子どもの告白内容の正確さや信頼性を評価する上で重要であるだけでなく、子どもの安全確保のために相談所が介入的な保護の対応をとるかどうか判断する上でも重要である。

施設職員が子どもからの告白を聴いた場合はもちろん、施設職員以外の人物が子どもの告白を聴いた場合も、施設職員が通告のためにそれを最初の時点で聴取した後は、可能な限り児童相談所の職員が直接通告者にも事情聴取することを目指し、繰り返して複数の人物が通告者から話を聞き過ぎたり、間接確認を繰り返したりしないように注意することも重要である。なぜなら、通常、こうした緊張に満ちた状況で、ショックの強い内容について非専門家が繰り返し話をすると、あらすじが形成され、省略や言い換えが混入して元の会話が確認できなくなる危険性が高いからである。

子どもへの初期被害調査については原則的に、5. の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

2) 施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保

子どもからの告白が性的虐待被害を疑わせると判断された場合には、子どもの身柄の安全確保が重要な要件となる。子どもを施設にそのまま置いた状態で、虐待者を含む保護者への調査が行われたとしても、子どもの安全は確保できるのか、親権者や保護者、その他の家族から子どもへの一方的な接触、虐待者から子どもへの脅迫的なメッセージや接触の防止が充分にコントロールできるのか、親権者の施設入所同意は取り消される可能性があるのか等を踏まえて、場合によっては子どもの一時保護を検討しなければならない。

3) 施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点

性的虐待以外の理由で施設に入所した子どもで、施設入所以後に性的虐待が発覚した場合については、以下の点に留意することが必要である。

場合によっては施設入所理由の再設定、施設入所措置についての親権者の同意も取り直しになる。施設入所に関する援助計画は修正ないしは立て直しをしなければならない。

① 子どもの告白への対応姿勢

元の施設入所の理由と経過にもよるが、子どもが性的虐待の被害について何らかの告白を行う場合に